

○公益財団法人横須賀市産業振興財団 スタートアップオーディション実施規程

平成 28 年 4 月 1 日

(令和 6 年 4 月 1 日改正)

(総則)

第 1 条 横須賀市の経済活性化を図るために行う、スタートアップオーディション（以下、「本オーディション」という。）の実施及び奨励金の交付については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新事業 市内で新規性が認められる提供
- (2) 新事業の実施 研究・開発・試作という準備に着手した段階では足りず、製品の販売活動又はサービスの提供活動など、第 4 条に掲げる事業計画書等に記載した内容を実施し、その成果を証明すること
- (3) 実施期間 本オーディションを実施した当該年度から翌年度の 2 月末日まで

(応募者)

第 3 条 本オーディションに応募することができる者（以下、「応募者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 実施期間終了までに横須賀市内で、事業所等の届出を完了している個人（以下、「個人」という。）若しくは設立登記、本店移転登記又は支店設置登記が完了している法人その他の団体（以下、「法人」という。）
  - (2) 実施期間に新事業を実施しようとする者
  - (3) 本オーディションの入賞者を選定する日に審査会場で事業計画書に記載の内容を発表できる者
- 2 前項の規定にかかわらず、この規程に基づき過去 3 回実施した本オーディションにおいての奨励金交付対象者（以下、「入賞者」という。）は、応募することができない。

(応募方法)

第4条 応募者は、本オーディション応募申込書(別記様式)に次に掲げる書類を添えて公益財団法人横須賀市産業振興財団理事長(以下、「理事長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 法人にあっては、役員の役職名、氏名、氏名のふりがな、住所及び生年月日を記載した一覧表
- (2) 事業計画書
- (3) 収支計画・資金計画

(審査委員会)

第5条 理事長は、入賞者を選定するため、本オーディション審査委員会(以下、「審査委員会」という。)を設置し、必要な審査を行う。

- 2 審査委員会は、審査委員7人以内をもって組織する。
- 3 審査委員は、創業、企業経営等に関し専門的知識を有する者のうちから理事長が任命する。
- 4 審査委員の任期は1年以内とし、任命時に期間を定めるものとする。ただし、再任を妨げない。
- 5 審査委員の任命後に欠員が生じた場合は、理事長が別途、他の者に任命することができることとし、その任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 理事長は、第4条に規定する応募申込書等の提出を受けたときは、審査を行うため当該応募申込書等を審査委員に送付する。
- 7 審査委員会の会議は、理事長が招集する。
- 8 審査委員会は、審査委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 9 審査委員会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 10 理事長は、審査委員の中から審査委員長1名を選任する。
- 11 審査委員長は、審査委員会を代表し、その業務を統括する。

(入賞者の選定)

第6条 理事長は、審査委員会の意見を踏まえ、入賞者の選定を行う。

2 理事長は、前項の選定結果を速やかに応募者に通知するものとする。

(奨励金額)

第7条 理事長は、入賞者のうち、第4条に規定する応募申込書等に記載した事業を実施したと認められる者に対し、予算の範囲内において30万円の奨励金を交付することができる。

2 前項の場合において、予算の範囲内において、審査結果により、理事長は前項に規定する奨励金の額に170万円を限度として増額することができる。

(奨励金の交付)

第8条 入賞者は、新事業実施後2週間以内に、次の各号に規定する資料を提出することで奨励金の交付を受けることができる。

(1) 実施期間中に新事業を実施したことを証する資料

(2) 個人においては、所得税に係る個人事業の開廃業等届出書、法人においては、法人税に係る法人設立届出書

(3) 事業を行うに当たって許認可等を要する場合にあっては、当該許認可等を証する書類の写し

(4) 理事長は、その他必要に応じて、事業の実施を証する資料の提供を求めることができる。

2 入賞者が、次の各号のいずれかに該当する場合は奨励金を交付しない。

(1) 実施期間中に、新事業を実施していない者

(2) 実施期間中に行った新事業の内容を証する資料を提出しない者

(3) 横須賀市に納付すべき税を滞納している者

(4) 応募する個人又は法人が横須賀市暴力団排除条例(平成24年条例第6号。以下、「条例」という。)第2条第2号又は第5号に規定する暴力団である者

- (5) 応募する個人又は法人の役員が条例第 2 条第 3 号又は第 4 号に規定する暴力団員である者
  - (6) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反し、暴力団等に対し利益供与等を行っている者
- 3 入賞者は、奨励金の交付を受けようとする前に、理事長が任命する専門家等による新事業の進捗確認に対応するものとする。
  - 4 奨励金の交付期限は入賞者選定後の翌々年 4 月末までとする。

（伴走支援）

第 9 条 入賞者に対し、理事長の任命する者に加え、共催・後援・協賛の各支援機関関係者が連携して新事業の実施に向け、協力する。

- 2 入賞者に対し、理事長の任命する者等は、本オーディションを実施した当該年度を含む 3 年度以上に渡り、伴走支援を行う。
- 3 前 2 項について、入賞者の状況を勘案し、協議等のうえ、理事長が不要と判断した場合は協力及び伴走支援を終了することができるものとする。

（その他の事項）

第 10 条 この規程の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。